

上関町 子育てすくすくプラン

上関町子ども・子育て支援事業計画
令和2年度～令和6年度

.....



令和2年3月

上 関 町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の主旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 統計による上関町の状況	3
1) 人口・世帯数	3
2) 家族構成とひとり親世帯	4
3) 人口の将来推計	8
第3章 計画の基本理念	9
1 計画の基本理念	9
2 施策体系	10
第4章 施策の展開	11
1 教育・保育施設等の整備と地域子ども・子育て支援事業の充実	11
教育・保育提供区域の設定	11
方針1 教育・保育施設等の整備	11
方針2 地域子ども・子育て支援事業の充実	13
2 子育ての意識の高揚	20
方針1 次世代の親の育成	210
方針2 子育て支援のネットワークづくり	21
3 地域における子育て支援	22
方針1 子育て支援サービス、相談体制・情報提供の充実	22
方針2 子育て家庭への経済的負担の軽減	223
方針3 ひとり親家庭への自立支援	223
方針4 障害児施策の充実	224
方針5 子育てと仕事の両立支援障害児施策の充実	245
方針6 児童の健全育成	26
4 母と子の健康の確保及び増進	28
方針1 母と子の健康の確保	28
方針2 「食育」の推進	30
方針3 思春期保健対策の推進	31
方針4 小児医療の充実	31
5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	34
方針1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	34
方針2 家庭や地域の教育力の向上	35
6 安心して子育てができる生活環境の整備	36
方針1 子どもを犯罪・虐待等の被害から守るための活動	37

方針2 子どもの交通安全を確保するための活動	38
方針3 子育てに配慮した生活環境の整備	38
第5章 推進体制	39
1 計画の推進に向けて	39
資料編 上関町児童環境づくり連絡協議会概要	40
1 上関町児童環境づくり連絡協議会設置要綱	40
2 委員名簿	41

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の主旨

上関町（以下、「本町」という。）では、平成27年（2015年）3月に「次世代育成支援対策 上関町行動計画（後期計画）」での取り組みを踏まえながら、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てをより一層社会全体で支援することを目的とした、「上関町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定しました。

第1期計画では、教育・保育について必要な量の見込みを定めるとともに、きめ細かな子育て支援サービスや保育サービスを効果的に実施し、より効果的なものとするため、保育所や学校、地域の各種団体、行政等の関係機関・団体の情報共有と連携を進めてきました。

今後、幼児教育・保育の無償化、働き方改革などにより、社会環境や家庭環境が変化、多様化していくことが予測されます。また、児童虐待やいじめなど子どもが被害者となる事件が多発しており、子どもの安全・安心の確保に対するニーズの高まりへの対応も求められています。

こうしたなか、現行プランが令和元年度（2019年度）で終了することから、子ども・子育て家庭を取り巻く状況の変化に対応し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てをより一層地域住民、関係機関、行政などが一体となり町全体で包括的な子育て支援を計画的に推進するため、令和2年度（2020年度）を初年度とする新たな「第2期上関町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとします。

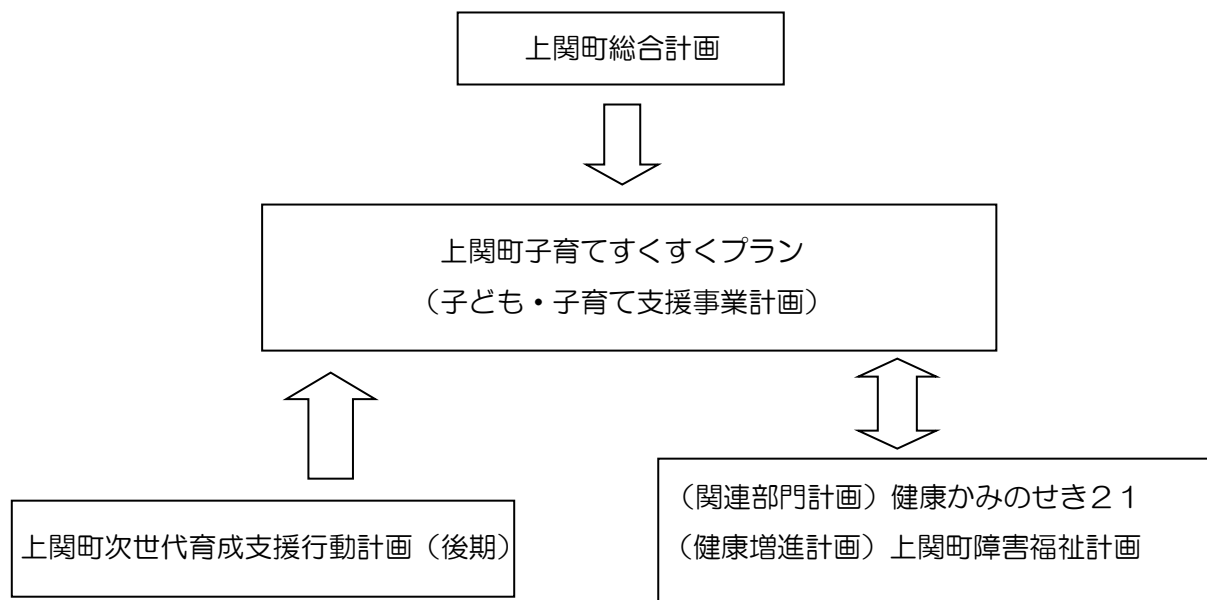
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念および子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

【子ども・子育て支援法の基本理念】

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭・学校・地域・職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

上位計画やその他関連計画との関係



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

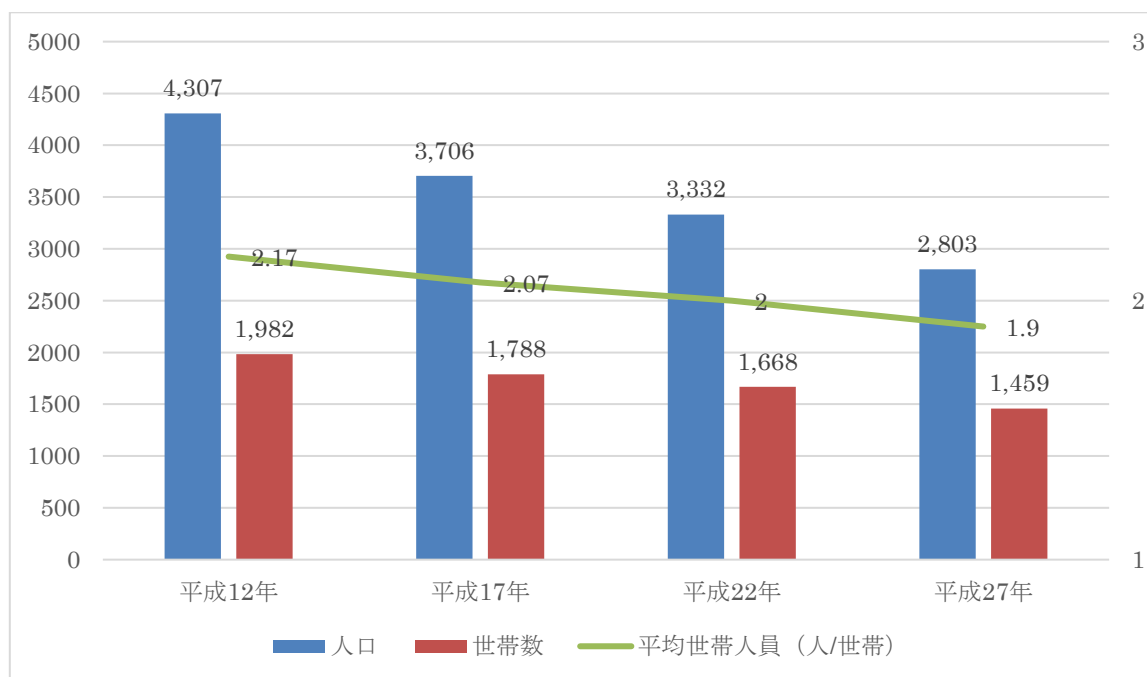
1 統計による上関町の状況

1) 人口・世帯数

① 総人口と世帯数

- 総人口は、減少傾向で推移しており、平成27年現在で2,803人となっています。
- 世帯数は平成27年現在で1,459世帯となっており、平成12年と比べてかなり減少しています。
- 1世帯当たりの平均人員は1.90人と少なくなっており、世帯規模が縮小していることがわかります。

■人口と世帯数の推移

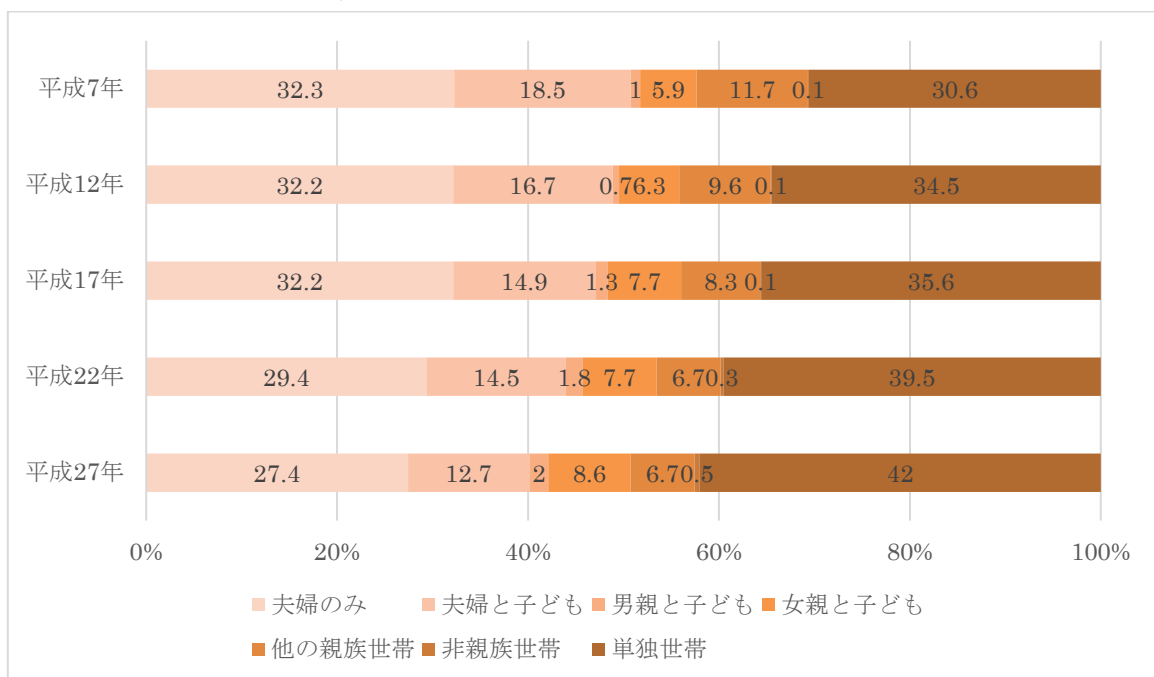


資料：国勢調査

② 家族構成とひとり親世帯

- 家族構成は、女親と子ども世帯、単独世帯の割合が増加傾向となっています。
- 単独世帯では、平成7年の30.6%から平成27年の42.0%と11.4パーセント増加しています。
- ひとり親世帯数は、平成27年現在で、母子世帯が15世帯、父子世帯が1世帯となっています。

■家族構成比の推移



資料：国勢調査

■ひとり親世帯数の推移

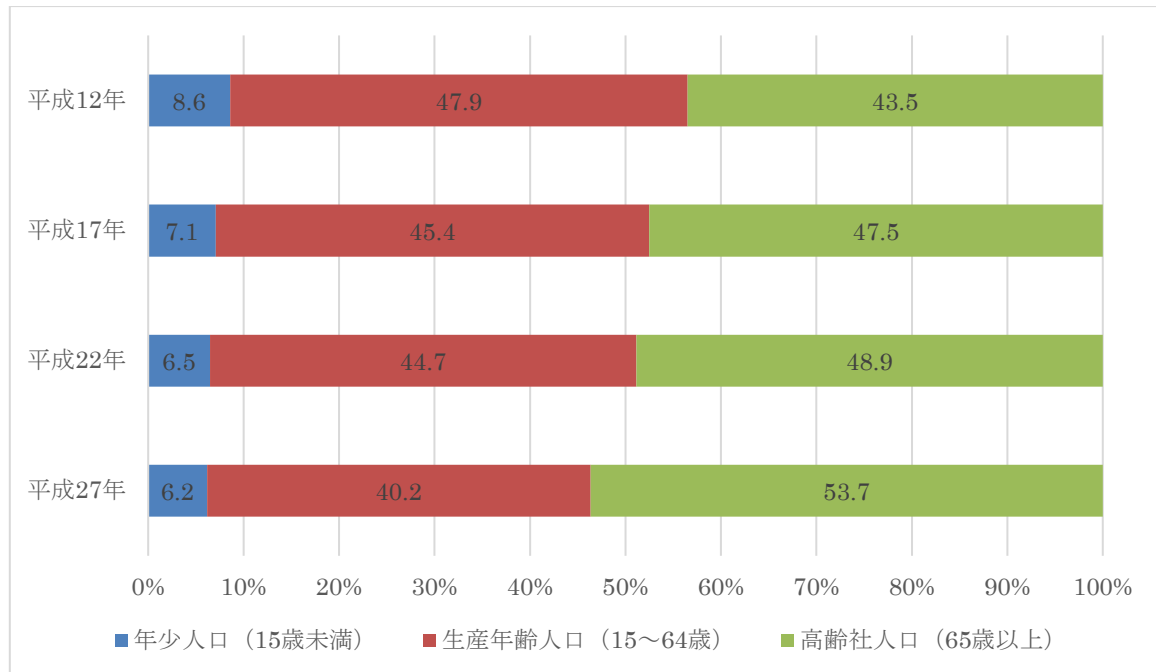
単位（世帯）	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
母子世帯	15	10	10	15
父子世帯	4	5	4	1

資料：国勢調査

③ 年齢3区分別人口比

- 平成27年現在、総人口のうち年少人口が占める割合は6.2%、65歳以上の高齢者が占める割合は53.7%となっています。
- 平成12年と比べると、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■ 年齢3区分別人口比の推移



資料：国勢調査

④ 母親の年齢別出生数の推移

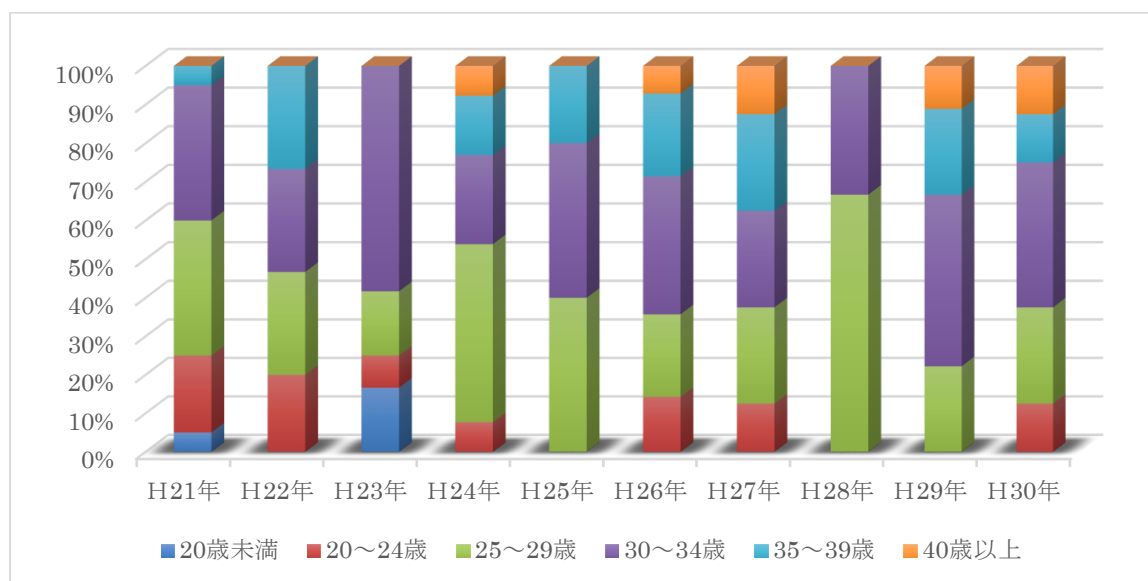
- 妊娠届出数は、年々減少傾向。また、35～39 歳、40 歳代の妊婦の割合が高くなってきており、晩産化が進行していることもうかがえます。

図表 母親の年齢別出生数の推移

単位：人

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
20 歳未満	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0
20～24 歳	4	3	1	1	0	2	1	0	0	1
25～29 歳	7	4	2	6	2	3	2	4	2	2
30～34 歳	7	4	7	3	2	5	2	2	4	3
35～39 歳	1	4	0	2	1	3	2	0	2	1
40 歳以上	0	0	0	1	0	1	1	0	1	1
計	20	15	12	13	5	14	8	6	9	8

資料：妊娠届出台帳



2) 婚姻数と出生数、子どもの数の推移

① 婚姻件数と出生数の推移

- 婚姻件数は10件前後で推移しています。

■婚姻件数と出生数の推移

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
婚姻件数	5	6	9	2	4
【参考】離婚件数	1	0	1	0	4
出生数	15	5	13	8	10
【参考】死亡数	86	71	96	98	77

資料：山口県保健統計年報

② 子どもの数の推移

- 平成 27 年現在、0～5 歳の子どもが71 人、6～11 歳が61 人、12～17 歳が85 人となっています。
- 平成 12 年以降、全体的に減少傾向となっています。

■子どもの数の推移

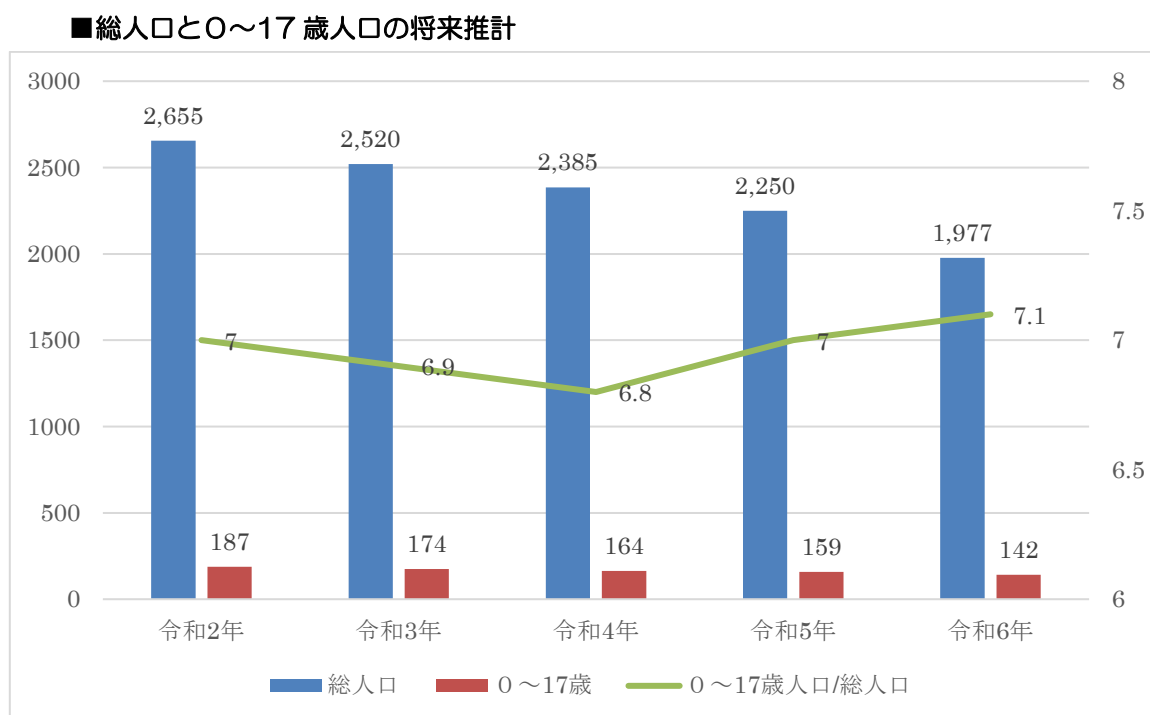
単位(人)	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
0 歳	19	14	22	12
1、2 歳	29	29	20	20
3～5 歳	50	44	42	39
0～5 歳 (小計)	98	87	84	71
6～11 歳	169	95	91	61
12～17 歳	199	161	102	85
合計	466	343	277	217

資料：国勢調査

3) 人口の将来推計

① 総人口と子どもの数の将来推計

- 計画期間の最終年である令和6年には、総人口が1,977人、0～17歳人口が142人と人口が激減していると推計されます。



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口 (人)	2,655	2,520	2,385	2,250	1,977
0～17歳 (人)	187	174	164	159	142
0～17歳人口/総人口 (%)	6.8	6.9	6.8	7.0	7.1

第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援法の趣旨である「一人一人が個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」とあります。

そのことより、本町の将来を担う子どもたちが、健やかで力強く生きていけるまちづくりを推進していくため、子ども・子育て支援事業を定める本計画を継承していくこととします。

一人ひとりの子どもが、

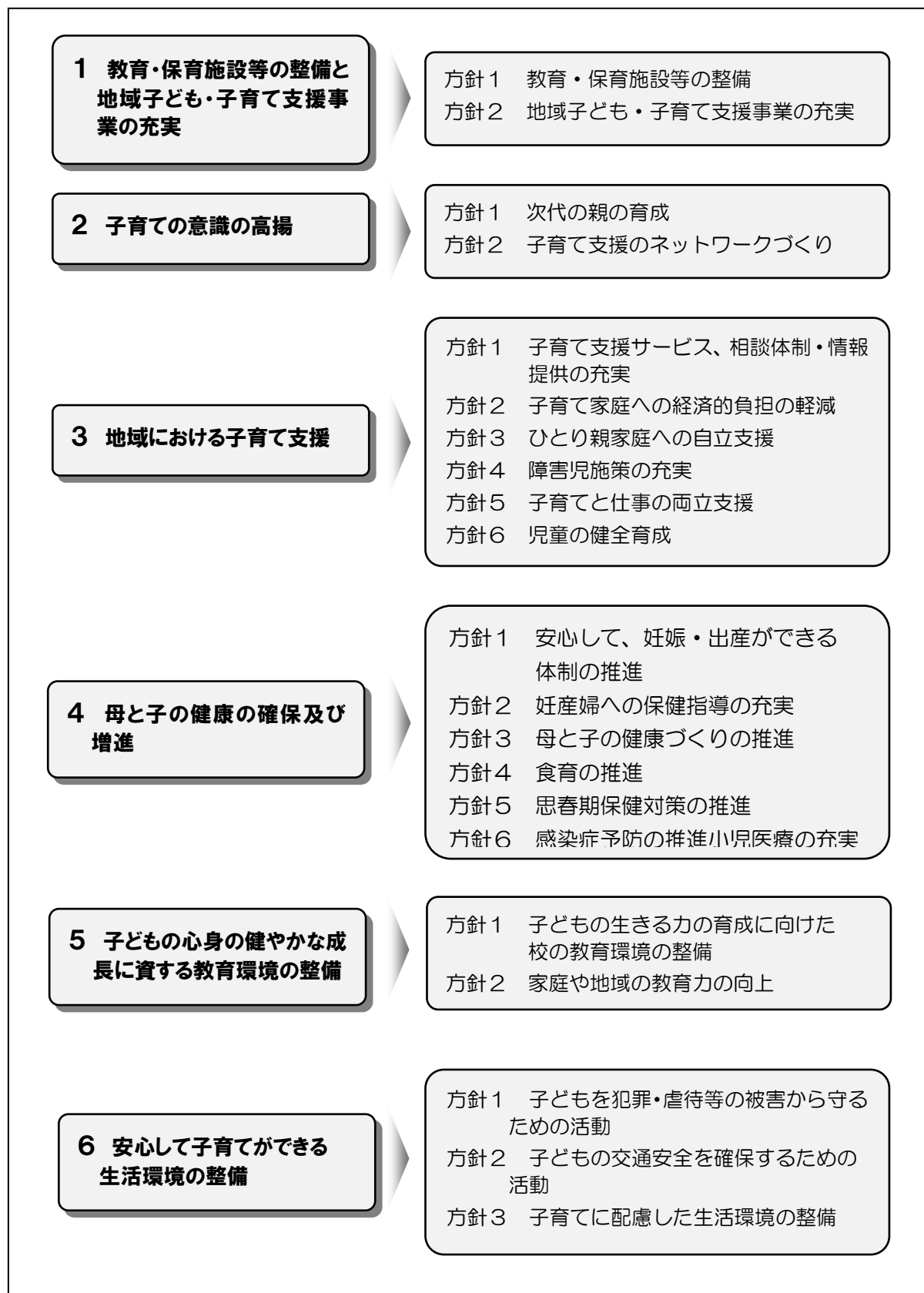
「上関町で育ってよかった」と思えるまちをめざします！

計画の基本方針

- ① 子どもたちが心もからだも元気ですくすく育つよう支援します。
- ② 切れ目のない支援で、安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- ③ 子育て家庭の不安や負担に、みんなで寄り添い・支えます。

2 施策体系

以下の体系に基づき、施策を展開します。



第4章 施策の展開

1 教育・保育施設等の整備と地域子ども・子育て支援事業の充実

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、教育・保育施設の提供や地域子ども・子育て支援事業を実施する単位として、「教育・保育提供区域」を定めることとされています。本町では、町を1つの「教育・保育提供区域」として定め、施設整備や事業を推進します。

以降において、認定区分や事業ごとに、利用ニーズとしての「量の見込み」と量の見込みを確保するための提供体制を示す「確保方策」、提供体制の整備を行なう「実施時期」を定めま

方針 1 教育・保育施設等の整備

量の見込みの考え方

- 保護者の利用希望や実際の利用状況を勘案し、以下の認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）ごとの必要利用定員総数を量の見込みとして設定します。

■認定区分の内容

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育を必要としない子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園（地域型保育事業）
3号認定	満3歳未満の子どもで、保育の必要な子ども	保育所、認定こども園 地域型保育事業

確保方策の考え方

- 令和元年度現在、保育所2か所（全て民間。定員合計50人）の提供体制があります。
- 今後も現状の体制維持に努めるとともに、1号認定の子どもについては町内の保育所のほか、近隣市町の幼稚園での受け入れや認定こども園の移行検討により提供体制を確保します。

教育・保育の一体的な提供に向けた方針

- 国では、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをもつ「幼保連携型認定こども園」の普及が進められています。本町でも、保護者の就労状況に関わらず利用できる認定こども園を、町内の保育所と協議しながら、必要に応じて設置を検討していきます。
- 幼児教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図るため、保育所に入所している子どもと小学生との交流や保育士と小学校教諭との合同研修の実施など、保育所と小学校との連携を図っていきます。

■ 1号認定（2号認定のうち、幼稚園利用を含む）

単位（実人／年）

	令和元年度（実績見込み）			令和2年度			令和3年度		
	1号	2号(教育)	合計	1号	2号(教育)	合計	1号	2号(教育)	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み （必要利用定員総数）	-	-	-	3	0	3	2	0	2
②確保方策 教育・保育施設	-	-	-	-	-	3	-	-	2
②-①	-	-	-	-	-	0	-	-	0

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号	2号(教育)	合計	1号	2号(教育)	合計	1号	2号(教育)	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込み （必要利用定員総数）	2	0	2	2	0	2	2	0	2
②確保方策 教育・保育施設	-	-	2	-	-	2	-	-	2
②-①	-	-	0	-	-	0	-	-	0

■ 2号認定・3号認定

単位（実人／年）

	令和元年度（実績見込み）			令和2年度			令和3年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込み （必要利用定員総数）	22	14	5	30	16	4	30	16	4
②確保方策	50			29	16	5	26	16	5
教育・保育施設	50			29	16	5	26	16	5
地域型保育事業	0			0	0	0	0	0	0
②-①	3			▲1	0	1	▲4	0	1

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込み （必要利用定員総数）	30	16	4	30	16	4	30	16	4
②確保方策	26	16	4	26	16	4	30	16	4
教育・保育施設	26	16	4	26	15	4	30	16	4
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	▲4	0	0	▲4	▲1	0	0	0	0

方針2 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していく事業です。

■新制度で市町村が推進する地域子ども・子育て支援事業の概要

事業名	事業内容
利用者支援事業【新規】	子どもまたはその保護者の身近な場所で、利用者支援専門員が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行なうとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行なう場所を開設し、子育てについての相談・援助、関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行なう事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安心・安全な妊娠出産ができるよう医療機関において、診察、検査、保健指導等を行なう事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行なう事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行なうことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
要保護児童対策地域協議会機能強化事業	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行なう事業です。
一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行なう事業です。なお、幼稚園の一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象に預かりを行ない、保育所等の一時預かり事業は、保育所等を利用していない乳幼児の預かりを行ないます。
延長保育事業 (時間外保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日または利用時間以外の日または時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
病児保育事業	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室やプレハブ教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

① 利用者支援事業

量の見込みの考え方

- 本町における幼児期の教育・保育施設や子育て支援サービス、地域における子育て支援等を円滑に利用できるよう、利用者への情報提供を引き続き推進する必要があります。

確保方策の考え方

- 現在は町の保健福祉課や教育委員会等が中心となって相談への対応や情報提供を行っています。
- 事業として実施する予定はありませんが、子育てに関する様々な相談への対応やサービス利用の調整、情報提供の実施等は引き続き保健福祉課、教育委員会に対応します。

② 地域子育て支援拠点事業

量の見込みの考え方

- 月間延べ利用回数見込みを、量の見込みとして設定します。

確保方策の考え方

- 令和元年度現在、2か所の保育所にて月2回程度、親子で楽しめるプログラム等が実施されています。
- 今後は、事業としての実施を保育所との協議の上、検討していきます。

単位（延べ回数／月）

	実績見込み	目標事業量				
	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	80	80	80	77	77	76
確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

③ 妊婦健康診査

量の見込みの考え方

- 〇歳児の将来推計人口に、国の示す望ましい受診回数である14回程度の利用数を乗じて算出した年間延べ利用回数見込みを、量の見込みとして設定します。

確保方策の考え方

- 以下の体制により、今後も全ての妊婦が必要な時期に必要な健診を受診できる体制を維持します。

単位（延べ回数／年）

		実績見込み	目標事業量				
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		136	138	138	128	128	124
確保方策	実施場所	産婦人科医療機関					
	実施体制	原則医療機関に委託					
	検査項目	血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等					
	実施時期	通年					

④ 乳児家庭全戸訪問事業

量の見込みの考え方

- 〇歳児の将来推計人口を、必要な訪問数（年間実人数）とします。

確保方策の考え方

- 以下の体制により、今後も生後4か月までの乳児のいる原則全ての家庭を訪問します。

単位（実人数／年）

		実績見込み	目標事業量				
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		8	9	9	8	8	7
確保方策	実施体制	町の保健師					
	実施機関	保健福祉課（子育て支援係）					

⑤ 養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会機能強化事業

量の見込みの考え方

- 乳児家庭全戸訪問事業等の母子保健事業で把握した養育支援の必要な家庭に対し、継続した支援を行ないます。

確保方策の考え方

- 養育支援の必要な家庭に対しては、保健師が継続的に訪問を行なうなど必要な支援に結びつけます。
- 要保護児童対策地域協議会機能強化事業については、虐待の早期発見・早期対応に向けた体制強化に向けて、ネットワーク構成員に対する研修会の実施等取り組みを進めます。

⑥ 子育て短期支援事業

量の見込みの考え方

- 事業としての実施予定はありません。

確保方策の考え方

- 必要に応じて、児童福祉施設等との連携により対応します。

⑦-1 一時預かり事業（幼稚園在園者対象）

量の見込みの考え方

- 保護者の利用希望を勘案した年間延べ利用日数見込みを、量の見込みとして設定します。

確保方策の考え方

- 町外の幼稚園に通う方が事業を利用できるよう、広域での連携を進めていきます。

単位（延べ日数／年）

	実績見込み	目標事業量				
	令和元年度	2年度	3年度	4年度	30年度	31年度
①量の見込み	－	20	20	20	20	20
②確保方策	－	20	20	20	20	20
②－①	－	0	0	0	0	0

⑦-2 一時預かり事業（在園児対応型以外）

量の見込みの考え方

- 保護者の利用希望を勘案した年間延べ利用日数見込みを、量の見込みとして設定します。

確保方策の考え方

- 令和元年度現在は実施していませんが、令和2年度より1か所での実施に向けて体制の整備を図ります。

単位（延べ日数／年）

全市		実績見込み	目標事業量				
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み		－	17	15	14	15	15
②確保方策	保育所	－	17	15	14	15	15
②－①		－	0	0	0	0	0

⑧ 延長保育事業

量の見込みの考え方

- 現在の利用状況を勘案した年間利用実人数見込みを、量の見込みとして設定します。

確保方策の考え方

- 現在は町内2か所の保育所で実施しています。今後も現状の体制確保に努めます。

単位（実人数／年）

全市	実績見込み	目標事業量				
	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	33	33	33	32	33	33
確保方策	33	33	33	32	33	33
②－①	0	0	0	0	0	0

⑨ 病児・病後児保育事業

量の見込みの考え方

- 計画期間中における事業の実施予定はありません。

確保方策の考え方

- 必要に応じて、近隣の実施施設と連携し対応を図ります。

⑩ 放課後児童クラブ

量の見込みの考え方

- 放課後こども教室として対応できているので計画期間中は事業の実施予定はありません。

確保方策の考え方

- 令和元年度現在は放課後子ども教室として、保護者の就労状況等を問わず、小学校児童の放課後の居場所づくりを1か所で行なっています。

放課後子ども教室との連携に関する方針

- 放課後子ども教室として、保護者の就労状況等を問わず全ての小学校児童を対象として1か所で受け入れを行ないます。

⑪ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 今後国から示される事業の詳細等を踏まえ、状況に応じて事業実施を検討します。

⑫ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 今後国から示される事業の詳細等を踏まえ、状況に応じて事業実施を検討します。

2 子育ての意識の高揚

上関町は、少子高齢化の進んだ町です。このような町で安心して子どもを産み、健やかに育てられる環境を作るためには、多世代間で“寄り添い・支え合う”地域づくりを進めていく必要があります。

方針1 次世代の親の育成

現状と今後の方向性

今後も中学生などの若い世代に対して、子どもを産み育てることの大切さや楽しさを伝えるとともに、子どもや子育て家庭を地域で支え合いながら育てていくことの大切さを伝えて行くことは必要です。このような機会を提供する場を持ち、母子保健推進協議会・保育園や教育委員会等関係機関と連携を図りながら、“地域みんなで寄り添い・支え合う”意識づくりを進めていきます。

事業名	内容	目標 (令和6年度)	今後の方向性
乳幼児とその保護者とのふれあいの場づくり	中学生が保育所の訪問や地域でのイベントに参加し、乳幼児やその保護者などの多世代交流が図れるような場を提供していきます。	事業の継続実施	継続
中学生の職場体験活動	職業や仕事の意識を高めるため、様々な職場での体験活動を行います。	事業の継続実施	継続

連携先 ；教育委員会・社会福祉協議会

方針2 子育て支援のネットワークづくり

現状と今後の方向性

近年、要支援家庭が増えてきています。子育て世代包括支援センターは、18歳までの子どもと保護者の支援を行いますが、義務教育以降の支援の受け皿や支援体制が不十分なことが課題となっています。今後、保育所・学校・行政・児童民生委員等関係機関と課題を共有しながら連携を図り、義務教育以降も切れ目のない支援とネットワーク構築の強化を推進していくことが重要です。

事業名	内容	目標 (令和6年度)	今後の 方向性
かみのせき子育て支援ネットワークの構築	子どもに関わる関係機関への支援を行うとともに、話し合い・子育て支援ネットワーク研修会を通して、連携の強化に努めます。	事業の継続実施	継続
地域子育て支援のネットワークづくり	子育てを地域で支援するため、母子保健推進協議会や児童民生委員等に対して、様々な研修の場を提供し、子育てサポーターとしての役割も担えるよう活動支援を行います。	事業の継続実施 研修会の開催	継続

連携先 ；教育委員会・社会福祉協議会

3 地域における子育て支援

方針1 子育て支援サービス、相談体制・情報提供の充実

現状と今後の方向性

H30 年度に保健福祉課子育て支援係内に子育て世代包括支援センターが設置され、子育て支援の拠点としての機能強化が求められています。しかし上関町は、1 歳以降の就園率が高いことより、幼児期以降、子育て家庭の問題把握が不十分であることが課題となっています。そのため保育園や学校・放課後こども教室等と情報共有を図りながら、内容の検討・充実を図るとともに相談体制の充実や子育て情報の提供にも努めていくことが必要です。

1) 子育て支援サービスの充実

事業名	内容	目標 (令和6年度)	今後の 方向性
就学前教育の充実と通常保育への適切な対応	保護者の多様なライフスタイルに応じた保育サービスの提供を行います。	事業の継続実施	継続
地域子ども・子育て支援事業などの多様な子育て支援サービスの充実	・子育て中の親が交流できる場所づくり 地域子育て支援事業や育児相談など、親が交流できる場をつくり、子育て相談や情報提供等を行い、子育て家庭への支援を行います。 ・子どもの居場所づくりの充実 放課後こども教室の活動内容の充実や多世代交流の参加など、子どもが積極的に地域の活動に参加・交流が図れるよう支援します。また、子どもが安心・安全に過ごすことができる居場所づくりの充実を図ります。	事業の継続実施	継続
相談体制・情報提供の充実	・子育て支援サービスの情報整備 相談窓口・母子保健サービスや子育て情報を掲載した「すくすくガイドブック」「母子お役立ちマップ」の見直し、充実を図ります。	掲載内容を見直しつつ継続実施	継続

連携先 ; 教育委員会

方針 2 子育て家庭への経済的負担の軽減

子育てに係る養育費や教育費、医療費等の経済的な負担に対して、助成制度等を実施するとともに、町の実施する制度や国及び県の助成制度等の周知を進め、支援を必要とする人に必要な支援が行き届くよう取り組みます。

事業名	内 容	目 標 (令和 6 年度)	今後の 方向性
児童手当	中学校修了前の子どもを養育する人に手当を支給します。	事業の継続実施	継続
乳幼児医療費の助成事業	中学校修了までの児童の医療費の一部を助成し、保健の向上と児童福祉の増進を図ります。	事業の継続実施	継続
保育にかかる経済的負担の軽減	町内の保育所に通所する児童の保育料を無料にします。	事業の継続実施	新規
給食費助成	小学生・中学生の給食費の一部を助成します。 保育所の副食費の一部助成します。	事業の継続実施	新規
高等学校生と通学定期購入費助成	高校生に対し、通学定期の半額助成、または奨学金を助成します。	事業の継続実施	継続

連携先 ； 教育委員会、保健福祉課

方針 3 ひとり親家庭への自立支援

本町においても、全体の世帯数に占める母子世帯及び父子世帯の割合が増えているなか、経済的・社会的に不安定となりがちなひとり親家庭が安心して子育てをすることができ、子どもが健やかに育っていけるよう支援を行ないます。

事業名	内 容	目 標 (令和 6 年度)	今後の 方向性
児童扶養手当	ひとり親家庭における児童福祉の増進を図るため、手当を支給します。	事業の継続実施	継続
ひとり親家庭医療費の助成事業	ひとり親家庭への医療費を助成し、生活の安定と福祉の増進を図ります。	事業の継続実施	継続
ひとり親家庭就学就職支度金給付事業	ひとり親家庭に対して就学就職支度金を給付することにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ります。	事業の継続実施	継続

方針 4 障害児施策の充実

現状と今後の方向性

上関町では発達障害児や発達の気になる児は、少なくありません。そのような子どもたちとの家族が地域で安心して生活ができるためには、親子の支援だけでなく、地域全体がやさしく見守ることができる環境を整えることが必要です。そのため、関係機関との連携を強化し、相談体制や教育支援体制の充実等、総合的な取り組みを今後も進めていきます。

事業名	内 容	目 標 (令和 6 年度)	今後の 方向性
障害児保育事業	保育所での障害児の受け入れを推進し、障害児の処遇向上を図ります。	事業の継続実施	継続
児童発達支援	療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児に対して、日常生活上の基本的な動作の指導や知識技能の給与、集団生活適用訓練を行います。	事業の継続実施	継続
放課後等デイサービス	就学している児童に対し、授業の終了後又は休日に、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	事業の継続実施	継続
障害児通所サービスにおける交通費助成	児童福祉法に基づく通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の利用にかかる交通費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	事業の継続実施	継続
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に対して、保育所等を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	事業の継続実施	継続
特別児童扶養手当	中・重度の身体、知的または精神障害を有する 20 歳未満の児童を家庭で看護している人に対して支給します。	事業の継続実施	継続
障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする程度の重度の身体、知的または精神障害がある 20 歳未満の児童に対して支給します。	事業の継続実施	継続
特別支援教育	幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。	事業の継続実施	継続

ほのぼのクラブ (親の会)	H30 年度より自主グループとなっており、保護者同士だけでなく、教育委員会や社会福祉係、相談支援事業所等の情報交換の場にもなっています。今後も、保護者の悩みが軽減できる場となり、安心して暮らしていける地域づくりを関係機関と連携しながら取り組んでいきます。	事業の継続実施	継続
すくすく相談会	発達障害児や発達の気になる児に対して、保護者の育児不安の軽減を図るとともに、必要時には医療や福祉サービス・ことばの教室（ほのぼの教室）等に繋ぎ、早期に支援を行います。 また、教育委員会等と連携しながら、より良い就学につなげます。	事業の継続実施	継続
ほのぼの教室 (ことばの教室)	言語発達の遅れのある子や行動面等で気になる児を対象に言語聴覚士が個別に療育を行い、保護者の相談にも対応します。	事業の継続実施	継続

連携先 ； 保健福祉課（社会福祉係）・教育委員会

方針 5 子育てと仕事の両立支援

すべての人が、仕事と家庭に生きがいを持てるよう子育て中の保護者を支える職場環境づくりや多様なニーズに対応した保育サービス・子どもが安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりの提供など「子育てと仕事の両立支援」を進めていきます。

事業名	内 容	目 標 (令和 6 年度)	今後の 方向性
仕事と子育ての両立の推進について普及啓発	働きながら、安心して子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支える環境整備を推進するため「ワーク・ライフ・バランス」の普及・啓発に努めます。	事業の継続実施	継続
多様な保育サービスの充実	子どもや子育て家庭の実情に応じた保育サービスの提供に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。	事業内容の充実	継続
放課後や週末等の居場所づくり	すべての児童が、放課後等を安心・安全に過ごせるよう、放課後こども総合プランの推進を図ります。	事業の継続実施	新規

連携先 ； 総務課・教育委員会

方針 6 児童の健全育成

公共施設や人材などの社会資源を活用した児童健全育成の取り組みを進めるとともに、学校・家庭・関係機関が連携し、いじめ、少年非行、引きこもり及び不登校への対応を図ります。また、青少年健全育成に対する町民の関心を高めるとともに、地域の教育力を高めていきます。

事業名	内 容	目 標 (令和 6 年度)	今後の 方向性
不登校児童への地域ぐるみでの対応	いじめや非行等の問題行動や不登校に対して、学校や家庭、地域が連携を図りながら、未然防止や早期発見、早期対応を進めます。	事業の継続実施	継続
世代間交流の機会の充実	地域の参画や協力による学校への支援活動を推進するほか、子どもが地域住民と交流する機会を提供します。	事業内容の充実	継続
子どもを守るための防犯事業	児童・生徒が安全に登下校できるように見守るボランティア隊員の募集活動の支援をします。	事業の継続実施	継続

連携先 ; 教育委員会・社会福祉協議会・保健福祉課

4 母と子の健康の確保及び増進

方針 1 安心して妊娠・出産ができる体制の推進

現状と今後の方向性

母子健康手帳の交付は、年間平均 8 件程度で推移しています。妊娠期から切れ目のない支援体制を充実させるため、全妊婦に対して、母子手帳交付時と妊娠 36 週以降に面接及び訪問指導を実施しています。また、必要時には保健・福祉・医療などの関係機関と連携を図りながら、安心して妊娠・出産ができる体制を推進していきます。

事業名	内 容	目 標 (令和 6 年度)	今後の 方向性
母子健康手帳の交付	妊娠中の母体と胎児の健康管理ができるよう、母子健康手帳を交付します。	妊娠早期での届け出・交付について啓発していきます。	継続
妊婦一般健康診査	受診率の向上を図り、疾病や異常の早期発見や適切な保健指導に努めます。	助成回数 14 回 受診率 100%	継続
妊産婦歯科健康診査	早期に歯周疾患を発見し、治療につなげることで、安心安全な出産を支援します。	助成回数 1 回	継続
特定不妊治療費の助成	不妊治療を受けている夫婦に特定不妊治療費の一部を助成します。	ホームページ等で情報提供を行いながら、周知に努めます。	継続
産婦健康診査	産後の心身の健康管理のため、産婦健診の費用を助成します。	助成回数 2 回 受診率 100%	新規
産後ケア事業	産後の母体のケアや育児不安の軽減等を図るため、医療機関に委託し、通所型と宿泊型を実施します。 4 医療機関に委託	委託医療機関の増加	新規

方針 2 妊産婦への保健指導の充実

現状と今後の方向性

近年、妊娠期から要支援家庭は増加傾向にあります。そのため、妊娠期から産婦・新生児・乳幼児家庭の全戸訪問事業を通じて、早期に要支家庭を把握し、切れ目ない支援を行います。

事業名	内 容	目 標 (令和 6 年度)	今後の 方向性
母子健康手帳交付者 保健指導	母子健康手帳の交付時に、母子の健康に関する適切な情報提供や相談窓口の周知、必要に応じて保健指導を行います。	母子保健交付者 への保健指導 100%	継続
妊産婦・新生児 訪問指導	妊産婦並びに新生児の健康の保持及び異常の早期発見と出産やその後の育児不安を解消するために、保健師による訪問指導を行います。 また、支援の必要な妊婦・産婦については、個別プランを作成し、切れ目ない支援を行います。	妊婦・産婦・新生児訪問実施率 100%	継続
乳幼児家庭全戸 訪問事業	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭の訪問事業を実施します。	乳児訪問実施率 100%	継続
養育支援訪問事業	妊産婦・新生児・乳幼児訪問を通して、養育支援を必要とする家庭の早期発見に努め、必要時には、関係者と連携しながら、きめ細かな支援を行います。	事業の継続実施	継続

方針3 母と子の健康づくりの推進

現状と今後の方向性

乳幼児健診・歯科健診受診率100%を目指し、未受診者に対しては受診勧奨も積極的に行っていく必要があります。歯科健診においては、受診率の低さが課題でしたが、保育園からも受診勧奨してもらうことで、受診率の向上につながりました。

また、出生数は10名未満で推移しており、1歳以降の保育園の就園率が高いことから、育児相談の利用者は、年々減少傾向です。そのため、乳幼児の発育・発達の確認や母親の育児不安等の把握が不十分なことから、今後も保育園などの関係機関と連携を図りながら、母親と子どもの健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

事業名	内容	目標 (令和6年度)	今後の方向性
乳幼児一般健康診査	受診率の向上を図り、乳幼児の健康の保持増進・疾病や発育・発達及び育児環境上の問題を早期に発見し、適切な支援を行います。	乳幼児健診 受診率 100%	継続
すくすく健診 (歯科健診)	受診率の向上を図り、虫歯予防の早期発見・早期治療に努めます。また、保健師が発育・発達の状況を確認し、必要時には医療機関・療育などに繋げていきます。	1.6歳、3歳児 100%	継続
むし歯予防講座	町内保育園年中・年長、その保護者を対象。歯科衛生士による歯磨き指導や講話を通して、児や保護者が歯の健康に関心を持つことで虫歯予防を推進していきます。	事業の継続実施	新規
育児相談	育児に対する悩みや不安・子どもの身体発育・発達に関する心配事など様々な相談に応じます。妊娠期からの利用を勧め、母親同士の交流の場にもなるよう支援を行います。	育児相談の 利用者増加	継続
すくすく相談会	発達障害児や発達の気になる児に対して、保護者の育児不安の軽減を図るとともに、必要時には医療や福祉サービス・ことばの教室（ほのぼの教室）等に繋ぎ、早期に支援を行います。また、教育委員会等と連携しながら、より良い就学に繋がります。	事業の継続実施	継続
ママのための相談室	臨床心理士が育児不安等を抱える母親のメンタルヘルスの相談に対応し、不安の軽減や解消ができるよう支援します。	事業の継続実施	継続

方針 4 食育の推進

現状と今後の方向性

離乳食講座の参加者も少なく、乳幼児期からの食生活習慣の乱れ（偏食、野菜嫌いが多い、栄養バランスの悪い食事など）のある家庭が多いことが課題となっています。そのため、子どもや保護者が「食」に関心を持ち、生涯にわたって規則正しい食生活習慣が身につくよう、関係機関と連携しながら体験学習や情報提供を進めていきます。

事業名	内容	目標 (令和6年度)	今後の方向性
離乳食相談	育児相談の中で、離乳食での困りごとを把握し、基本的な離乳食を作る体験を取り入れながら不安が解消できるよう支援します。	事業の継続実施 参加者の増加	継続
ヘルスアップ教室 (小児生活習慣病予防教室)	生活習慣病予防として、栄養バランスのとれた食生活や食習慣が身につくよう、小学5年生・中学2年生とその保護者を対象に教室を実施します。	事業の継続実施 児童・保護者の 参加率 100%	継続
郷土料理教室	中学2年生を対象に、食生活改善推進協議会が上関町の郷土料理の伝承を図っていきます。	事業の継続実施	継続
「食」意識の推進	かわら版（子育て情報誌）で、『食育』に関する情報提供を行います。 また、母子保健推進協議会が開催するセミナーを通して、親子や保護者が楽しく作り、食べる機会を設け『食』意識の向上を図ります。	事業の継続実施	継続

連携先 ; 保健福祉課（健康増進係）・教育委員会

方針 5 思春期保健対策の推進

現状と今後の方向性

思春期にある児童・生徒が、自分自身の健康に関心を持ち、正しい知識を身に着けることで、心身ともに健やかに成長できるよう支援していきます。今後も学校や関係機関と連携を図りながら、事業の実施・支援体制の整備・充実に努めていきます。

事業名	内 容	目 標 (令和 6 年度)	今後の 方向性
保健教育連絡会との連携	児童・生徒の健康管理を推進するため、心身に関する問題や学校及び家庭生活に関する問題について、学校や担当課と連携し、課題の共有や対応・体制整備等に努めて行きます。	事業の継続実施	継続
心とからだの健康の推進	・からだの健康づくりを推進していくために、中学 2 年生を対象にヘルスアップ教室・中学 3 年生を対象に喫煙予防教室を実施しています。 ・こころの健康づくりを推進していくために、中学全生徒を対象にスクールカウンセラーが『心の授業』を実施しています。 また、生徒や保護者がスクールカウンセラーに気軽に相談ができるよう体制整備の充実に努めていきます。	事業の継続実施	継続

連携先 ： 保健福祉課（健康増進係）・教育委員会

方針 6 感染症予防の推進・小児医療の充実

現状と今後の方向性

柳井圏域の 2 次医療圏内の他地域の行政とともに、医師会の協力を得ながら、小児医療の充実・確保に努めていきます。

事業名	内 容	目 標 (令和 6 年度)	今後の 方向性
医療機関の情報提供	子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるように小児医療を実施している病院等の把握や診療に関する情報提供の充実に努めます。	「医療情報一覧表」を作成し、ホームページや・かわら版を通じて周知を図ります。	継続
予防接種事業	予防接種法による定期予防接種を実施します。また予防接種に関する正しい情報提供、感染予防についての普及・啓発に努めます。	接種率 100%	継続

連携先 ： 保健福祉課（健康増進係）

5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもたちが個性豊かに生きる力を伸長することができること、さらには、家庭や地域における教育力を総合的に高めること、これらを実現するための教育環境の整備を進めます。

現状と今後の方向性

- 地域や学校等の豊かなつながりのなかで家庭教育が行なわれるよう、子育て中の親を対象とした学習の機会や地域人材の活用等が求められています。
- 本町では地域が子どもと関わる機会として、保育所では町内にある特別養護老人ホームや八島地区等を訪問し、地域交流を行なっています。学校においても、ふれあい活動として各地区で交流活動を行なっています。

方針1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

次代の担い手である子どもが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、学校の教育環境等の整備を進めます。

- ① 確かな学力の向上や健やかな心身の育成
一人ひとりの子どもの心身発達段階に応じた教育体制を整え、基礎学力の向上や社会性
・人間性豊かな子どもの育成をめざします。
- ② 信頼される学校づくりの推進
学校の行事や教育に関する情報を学校だよりやホームページ等を通じて地域に発信するとともに、教職員の指導力の向上や適正な評価、また学校運営に関する意見等を地域型から募集する場を設けるなど、地域に開かれた、地域に信頼される学校づくりを進めていきます。
- ③ 幼児教育の振興
園児と小学校児童、職員同士の交流等により、保育所と小学校との連携を深めるなど、就学前教育から就学後の教育が円滑に移行し、また双方がつながりのあるものとして教育を行えるように取り組みます。

連携先： 保健福祉課（健康増進係）・教育委員会

方針２ 家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に、家庭や地域における教育力を総合的に高めるための取り組みを行います。

① 家庭教育への支援の充実

離乳・幼児食講座・育児相談・子育て情報誌・母推事業等を通じて、基本的な生活習慣の確立や子どもとの関わり方について、学ぶ機会を増やし内容の充実に努めます。

② 地域の教育力の向上

小・中学校、地域、保護者の連携による地域ネット構築し、地域の子どもを社会全体で育む活動を実施。

連携先	；	保健福祉課・教育委員会
-----	---	-------------

6 安心して子育てができる生活環境の整備

子どもの交通安全を確保する活動や犯罪等の被害から守るための活動を推進するとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の関係機関・団体の協力体制により、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応、障害児の健全な発達と身近な地域での安心した生活のための支援を推進します。また、子育て世代が安心して生活できる環境の整備を図ります。

- 本町では、交通安全教室を警察等関係機関と連携しながら各学校で実施しているほか、犯罪防止に向けた情報提供、人権擁護に関する啓発や研修会を実施しています。
- 発達障害などが疑われる子どもに対して、必要な療育支援や円滑な就学が行なえるよう、保健福祉課や教育委員会が関係機関とともに保育所を訪問し、児の発達や特性を把握し、円滑に就学ができるよう支援を行なっています。また、小学校も保育所への訪問を行ない、児の発達や特性の把握に努めています。
- 障害児の保育を推進するため、障害児を受け入れている保育所に対し、保育士の加配に伴う助成を行なっています。

連携先	；	総務課・保健福祉課・教育委員会
-----	---	-----------------

方針 1 子どもを犯罪・虐待等の被害から守るための活動

福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制のもとで、子どもを犯罪の被害から守るための活動を推進するとともに、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を講じます。子どもが犯罪に巻き込まれないよう、関係機関の連携を強化し、“安全なまちづくり”を進めていきます。また、虐待予防に向けた妊娠早期からの支援を関係機関と協力しながら進めるほか、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。

取り組み

① 犯罪に対する情報提供や関係機関の連携体制の充実

関係機関と連携を取りながら、子どもが犯罪から身を守るための普及・啓発を行い、また地域に対して「こども 110 番の家」となる協力家庭を増やし、見守り体制の充実に努めます。

② 児童虐待防止対策の充実

住民に対して虐待の普及・啓発に取り組み、相談体制を充実させていきます。また、関係機関の連携も強化し、児童虐待の早期発見・早期支援ができるよう、要保護児童対策地域協議会の機能強化にも努めていきます。

方針2 子どもの交通安全を確保するための活動

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を進めます。

取り組み

交通安全教育の充実

交通安全教室や交通立哨等を実施し、交通安全意識の普及・啓発を図ります。

連携先 ： 総務課・教育委員会

方針3 子育てに配慮した生活環境の整備

子育て世代が安心して子育てを行なうことができ、また子育て世代の住環境の整備を図るとともに、子育て家庭が、安全で安心して子育てできるよう努めます。

取り組み

① 居住環境の整備

子育てを担う若い世代の住宅の確保に努めます。

② キッズゾーンの安全点検を行う。

定期的に道路等の安全点検を行い、道路整備等が必要があれば担当課に連絡し検討する。

連携先 ： 総合企画課・保健福祉課・教育委員会・土木建築課

第5章 推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画の着実な推進のため、児童環境づくり連絡協議会の提言・協力による調整を踏まえ、各年度における、計画の進捗状況を総合的に点検・評価するとともに、地域の実情にあわせた見直しを行なっていきます。

なお、計画の進捗状況等は、「広報かみのせき」への掲載や町ホームページ等により、町民に公表します。

資料編 上関町児童環境づくり連絡協議会概要

1 上関町児童環境づくり連絡協議会設置要綱

1 設 置

児童環境づくりを総合的計画的に推進するため、上関町児童環境づくり連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構 成

（１）協議会は、会長及び委員で構成する。

（２）会長は委員の互選をもって充て、委員別表に掲げる職にある者の中から上関町長が任命する。

3 会 議

協議会は、会長が招集する。

4 掌握事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を掌握する。

（１）地域の子どもと家庭に関する実態やニーズの把握に関すること。

（２）児童環境づくりに係る諸施策の進捗状況及び推進に関すること。

（３）児童環境づくりの普及啓発活動・イベントに関すること。

（４）関係団体相互の連携調節活動に関すること。

（５）その他児童環境づくりの推進に関すること。

5 任 期

（１）委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（２）委員は、再任されることができる。

6 運 営

この会の庶務は、保健福祉課子育て支援係において処理する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。

2 委員名簿

所 属	役 職 名	氏 名
上関相互保育園	園 長	玉木 光宏
踊堂保育園	園 長	布田 晃一
上関町民生児童委員	主任児童委員	松中 順子
上関町民生児童委員	主任児童委員	石原 優貴子
上関町社会福祉協議会	福祉専門委員	大津 慎也
上関町母子保健推進協議会	会 長	村田 喜代子
上関町小中学校校長会	校長会長	浅海 範明
上関町 PTA 連合会	会 長	鶴田 昌規
上関町子ども会育成連絡協議会	会 長	上田 満貞
教育委員会	教育次長	山下 克己
保健福祉課	課 長	菊間 健之

(令和2年3月1日現在)

上関町子どもすくすくプラン

上関町子ども・子育て支援事業計画

令和２年度～令和６年度

発行年月：令和２年３月

発行・編集：上関町保健福祉課

〒742-1402 山口県熊毛郡上関町大字長島583-1

T e l : 0 8 2 0 - 6 2 - 0 1 8 4

F a x : 0 8 2 0 - 6 2 - 1 5 4 1